

平成30年第4回美祢市議会臨時会会議録（その3）

平成30年12月20日（木曜日）

1. 出席議員

1番	末永義美	2番	杉山武志
3番	戎屋昭彦	4番	猶野智和
5番	秋枝秀稔	6番	岡山隆
7番	高木法生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	秋山哲朗
13番	徳並伍朗	14番	竹岡昌治
15番	安富法明	16番	荒山光広

2. 欠席議員 なし

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	綿谷敦朗	議会事務局長補佐	大塚享
議会事務局主任	篠田真理		

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	西岡晃	副市長	篠田洋司
市長公室長	石田淳司	総務部長	田辺剛
総合政策部長	藤澤和昭	市民福祉部長	大野義昭
建設農林部長	志賀雅彦	観光商工部長	西田良平
観光商工部次長	白井栄次	総務部総務課長	佐々木昭治
総務部財政課長	竹内正夫	市民福祉部地域福祉課長	内藤賢治
建設農林部農林課長	市村祥二	観光商工部観光総務課長	千々松雅幸
教育長	岡崎堅次	病院事業管理者	高橋睦夫
上下水道事業管理者	波佐間敏	上下水道局長	杉原功一
美東総合支所長	東城泰典	秋芳総合支所長	鮎川弘子
消防長	松永潤	教育委員会事務局長	金子彰
病院事業局管理部長	安村芳武	上下水道局次長	三戸昌子
上下水道局次長	岡田健二	教育委員会事務局 教育総務課長	西村明久

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 1 3 1 号 美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止について
- 日程第 3 議案第 1 3 2 号 美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 4 議案第 1 3 3 号 美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定について
- 日程第 5 議案第 1 3 4 号 美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 1 3 5 号 美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 1 3 6 号 美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 1 3 7 号 美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 1 2 2 号 平成 3 0 年度美祢市一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 2 3 号 平成 3 0 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 2 4 号 平成 3 0 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 2 5 号 平成 3 0 年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 2 6 号 平成 3 0 年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 1 4 議案第 1 2 7 号 平成 3 0 年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 1 5 議案第 1 2 8 号 平成 3 0 年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 日程第16 議案第129号 平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第130号 平成30年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第138号 美祢市へき地保育所の指定管理者の指定について
- 日程第19 議案第139号 美祢市児童クラブ指定管理者の指定について
- 日程第20 議案第140号 美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定について
- 日程第21 議案第141号 美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定について
- 日程第22 議案第142号 美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第143号 美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定について
- 日程第24 議案第144号 美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について
- 日程第25 議案第145号 字の区域変更について
- 日程第26 報告第 9号 平成29年度美祢市一般会計決算及び平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告について
- 日程第27 市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告について
- 日程第28 退職の申し出について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開会

○議長（荒山光広君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

本日、配付してございますものは、執行部より報告第9号及び市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告についての2件、事務局からは、議事日程表（第3号）、以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、下井克己議員、秋山哲朗議員を指名いたします。

日程第2、議案第131号から日程第25、議案第145号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。教育経済委員長。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 登壇〕

○教育経済委員長（戎屋昭彦君） ただいまより、去る12月18日開催の教育経済委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第124号、議案第134号、議案第140号、議案第141号、議案第142号、議案第143号、議案第144号及び議案第145号について、委員全員出席のもと慎重に審査いたしましたところ、全会一致にて原案のとおり可決されました。

それでは、この議案の審査過程における主な質疑について御報告いたします。

議案第144号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定について、委員より、両施設の指定管理者の要件は市内事業者となっているが、このたびの応募状況を見ると、以前のように競争原理が働いていない。今後は、両観光施設に指定管理者制度が適するか否かの検討、また、市外の民間活力の利用についても考えるべきだと思いがいかがかとの質疑に対し、執行部より、このたびの応募は1者のみであり、競争原理や両施設が収益的施設であること

を考慮の上、公募要件についても検討してまいりたいと思いますとの答弁がありました。また、この件に関しては、他の委員からも、次回の指定管理者選定の際には市外事業者も参入できるよう御検討いただきたいとの意見がありました。

次に、そのほかの所管事項において、委員より、このたびの台湾出張の件を受け、予定される関連事業等への影響や今後の見通しなどについて問われ、執行部より答弁がありましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、教育経済委員長報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 教育経済委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、教育経済委員長の報告を終わります。

〔教育経済委員長 戎屋昭彦君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、総務民生委員長の報告を求めます。総務民生委員長。

〔総務民生委員長 末永義美君 登壇〕

○総務民生委員長（末永義美君） ただいまより、去る12月17日に開催しました総務民生委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告申し上げます。

本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出の議案第123号及び第125号から、第130号の特別会計補正予算に係る議案7件、続いて、議案第131号から133号、及び議案第135号から第137号、及び第138号から第139号の議案8件、計議案15件について、委員全員出席のもと慎重に審査をいたしました。

その結果、議案第123号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）については、賛成多数により、また、そのほかの議案14件につきましては、全員異議なく全会一致にて、原案のとおり可決されました。

それでは、議案の審査過程における主な質疑等について、御報告申し上げます。

まず、議案第133号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定について、委員より、市民に対するアドバイザー会議の公開、周知方法について、委員の選定及び人数について、会議の経過報告の方法についてなどの質疑がなされました。

次に、議案第137号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定について、委員より、施設の使用料について、生活保護世帯や住民税非課税世帯は免除されるが、子育て支援の観点から、母子世帯についても使用料を免除すべきではないかとの質疑に対し、執行部より、当初は対象と考えておりませんが、状況を見きわめながら検討していきたいと思っておりますとの答弁がありました。

また、委員より、施設の医師は常勤であるか、また、医師が不在のときなどはどう対応するのかとの質疑に対し、執行部より、医師は常勤ではございません。週2日は午前午後、週3日は午前みの診察となります。また、医師が不在の場合は、山大医学部附属病院の指示をいただくこととしていますとの答弁がありました。

さらに、委員より、使用者について——利用者について、登録した当日から利用が可能か、また、時間外利用の対応は考えているのかとの質疑に対し、執行部より、登録当日の利用は可能です。また、時間外利用は可能な範囲で、スタッフ等が個別に対応できるよう検討してまいりますとの答弁がございました。

次に、議案第129号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）について、委員より、ことし8月に全市的に水道料金を統一されたが、統一前の収支との比較など、どのようになっているのかとの質疑に対し、執行部より、11月の状況によると、家庭用では美祢地域が増、美東、秋芳地域が減となっておりますが、全ての合計額を含めると結果的に収支増となっております。

また、委員より、今回計上された修繕費54万円程度の予算で、漏水被害全体の対応が賄えるのかとの質疑に対し、執行部より、このたびは当面の修繕費として計上していますが、不足した場合は、修繕引当金で対応することになりますとの答弁がありました。

さらに、委員より、今後の水道料金の値上げについて、上下水道局としてどのようにお考えかとの質疑に対し、執行部より、水道料金はすぐに値上げをしないといけない状況だと認識しており、来年度には——来年度にも料金改定を行いたいと考えていますとの答弁がありました。

この議案については、委員より御意見がございましたので、御報告申し上げます。

委員より、水道料金はことし改定したばかりで、料金が大幅に抑えられている地域もある。政治的判断により、今後一、二年は据え置きすることも考えてほしい。

一方、委員より、秋芳南部地域の硬度低減化事業が早期に実現すれば、水道料金

の値上げに応じられるとの地域の声も聞いている。水道料金の改定は、できるだけ早く、前向きにお願いしたいとの御意見もございました。

このほかにも委員から質疑がございましたが、内容については割愛させていただきます。

次に、その他の所管事項について御報告申し上げます。

まず、委員より、本市の財政計画に関する資料請求がなされました。

これについては、議長から執行部に対し資料請求をしていただき、昨日の予算決算委員会におきまして、皆様のタブレットに配信させていただいたところでございます。

また、委員より、美東地域では、このたびの水道料金の改定により基本料金が発生したため、集会所等の水道料金が10倍近くになっている。地域の負担を軽減するため、改善策をお願いしたいとの御意見もございました。

このほかにも委員より発言がございましたが、内容については割愛させていただきます。

以上をもちまして、総務民生委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項の調査を行うことを議長に申し出ておりますので、申し添えたいと思います。

以上です。

〔総務民生委員長 末永義美君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 総務民生委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、総務民生委員長の報告を終わります。

〔総務民生委員長 末永義美君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 続いて、予算決算委員長の報告を求めます。予算決算委員長。

〔予算決算委員長 猶野智和君 登壇〕

○予算決算委員長（猶野智和君） ただいまより、12月18日、19日の2日間開催しました予算決算委員会の委員長報告を申し上げます。

まず、議案の審査結果から御報告いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第122号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の議案1件について、委員全員出席のもと

慎重に審査いたしましたところ、修正後の原案について、賛成多数にて可決されております。

それでは、議案の審査過程において、委員から多くの質疑がなされましたが、ここでは質疑が集中したものについて御報告いたします。

まず、12月14日に市長から提出された修正前の原案では、10款教育費・3項中学校費において、中学校空調設備整備事業に係る6,591万1,000円の予算計上に対し、委員より、事業詳細の説明を求められ、執行部より説明がなされました。

その説明に対し、委員より、この夏、市内の小学校に家庭用の空調機を設置した際の費用は、一教室当たり60万円程度であったが、このたびは、なぜ、一教室あたり200万円以上の費用を要する業務用の空調機としたのか。

また、同じく専決処分により事業を実施した際には、今年度——今年度末閉校予定の小学校も含め、市内の全小学校に空調機を設置したのに対し、このたびの事業では、全ての中学校に設置されないのはなぜか。

そのほか、家庭用、業務用空調機、それぞれのランニングコスト等を含めた費用の比較や検討を行った上での予算計上であるかなど、事業計画や財政負担に対する疑義について質疑や資料請求がなされました。

この中学校空調設備整備事業費については、のちほど市長から該当の予算を削る原案修正が提出され、本会議にて承認、また本委員会にて、原案修正の説明をいただいておりますので、念のため申し添えいたします。

次に、補正予算書第2表の消防庁舎・消防防災センター整備事業業務委託料に係る債務負担行為について、委員より、事業の進捗状況、住民説明等の実施状況、地域住民の反応等について質疑がなされ、消防長より、事業計画等の経過や時系列について説明がなされ、また、住民説明は十分に行っていること、サイレンやドクターヘリの騒音を心配される声もあるが、おおむね理解を得ていることなどについて答弁がありました。

次に、委員より、旧大嶺高敷地への消防庁舎の移築を計画されているが、将来的な文教エリアの形成、また、市役所新庁舎を中心とした市街地形成のゾーニングについて、消防長、教育長、副市長はどのようにお考えかとの質疑に対し、消防長より、現消防庁舎は市の中心地にあり、さまざまな可能性を探りながら、跡地利用の



検討を行う必要があると考えていますとの答弁、また、教育長からは、小中学校の将来像として、施設一体型の小中一貫校を推進していく考えや、現在検討中の給食センターの設置場所についての考えをいただいたところです。

さらに、副市長より、まちづくりを行う観点から、地域の将来の人口等を見据えたゾーニングはこれまで以上に大事だと考えており、地域公共交通網形成計画、都市計画マスタープラン、公共施設等総合管理計画などとともに、整合性を図りながら進めていかなければなりません。本年度から、美祢市都市地域拠点活性化計画策定業務の中で、いわゆるゾーニングに取り組んでおり、消防署跡地も含め、中心市街地どのように形成するか検討していますとの答弁がありました。

このほか、副市長からは、大嶺高跡地への新消防庁舎建設の必要性、関係部局等の合意形成の状況などの答弁もいただいております。

最後に、委員より意見がございましたので御報告いたします。

委員より、消防新庁舎建設については、市役所本庁舎を中心とした将来のまちづくりやこれからの自治体経営、行政コストの削減等を考慮すると、建設場所を再検討すべきだと思うとの反対意見がありました。

以上をもちまして、予算決算委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は閉会中といえども、所管事項について調査することを議長に申し出ておりますので、申し添えいたします。

〔予算決算委員長 猶野智和君 発言席に着く〕

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長報告に対する質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 私、総務民生委員会で、所属の委員会の委員長の報告にけちつけるような形になるかもしれませんが、聞き間違いだったら御容赦いただきたいんですが、中学校のクーラーの設置についての件ですが、委員会で所要の——いろいろ委員長まとめておられますように、多くの質疑が出ました。

結果的に、十分な資料なり説明ができないので、差しかえるといえますか、原案修正ということになりました。

しかし、その過程で、今回の国の補正予算で対応するというのであれば、早い機会に、例えば1月の臨時会にでも、十分な説明資料を添えて再提出をしたい。

今のままの委員長報告ですと、議会は、中学校のエアコン設置について反対をし

たっていますか、認定しなかったっていうような感じを受けるんですが。私が委員長報告を聞き間違えているんだったらいいんですが、もしできれば、委員長報告でその辺を——早い機会、1月の臨時会にでも資料を添えて再提出をするということがあったということをつけ加えてもらえないでしょうか。

以上です。

○議長（荒山光広君） 整理しますので、暫時休憩します。

午前10時24分休憩

-----  
午前10時25分再開

○議長（荒山光広君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。安富議員。

○15番（安富法明君） 先ほどですね、総務民生委員会と私言いましたが、予算決算委員会でございましたんで、ちょっと修正をしておきます。お願いします。

○議長（荒山光広君） 予算決算委員長。

○予算決算委員長（猶野智和君） 安富議員の御質問にお答えいたします。

先ほど、1月に改めてというくだりの御質問あったと思いますが、多分、そのあたりは本会議で出たお話だと思います。委員会のほうでは、そのあたりのお話は出ておりません。

委員会のほうでこの案について反対したというよりは、資料と話をお聞きして、まず不十分ではないかというあたりでお話が止まって、そのあと本会議に移って、先ほど議員がおっしゃったくだりが出てくるということだと御認識いただければと思います。

○議長（荒山光広君） よろしいでしょうか。その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、予算決算委員長の報告を終わります。

〔予算決算委員長 猶野智和君 自席に着く〕

○議長（荒山光広君） 以上をもちまして、常任委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。教育経済委員長、総務民生委員長、予算決算委員長より申し出を受けております、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第131号美祢市本庁舎整備検討委員会設置条例の廃止についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第131号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第132号美祢市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第132号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第133号美祢市新本庁舎整備アドバイザー会議設置条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第133号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第134号美祢市川東コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第134号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第135号美祢市保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第135号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第136号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第136号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり、決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第137号美祢市病児保育施設の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第137号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第122号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は、予算決算委員会でも、いろいろと反対意見も申し上げました。議論もいたしました。そして、最後には採決に加わらず、徳並議員と2人が退席をいたしました。

そこで、なぜそういうことになったのかと申し上げますと、委員会でも何回か申し上げました。委員長の答弁にもありましたように、今後、美祢市の教育ゾーンをどこに置くのか。非常に生徒が少なくなって、伊佐中のことも途中で申し上げたことがあります。伊佐中も10年ももたない。そして伊佐の小学校、あの時議論が足りませんでした。子どもたちがそのまま中学に行っていないんですよ、伊佐中に。どこの学校も一緒だと思います。中では、市外の中学校に行かせようと、こういう保護者の方もいらっしゃるんです。伊佐じゃないことは確かだと、大嶺中かもしくは市外に行かせたいという、こういう方なんです。そういう方が市内にたくさんいらっしゃるんです。そうしますと、今の小学生が中学校に100%上がってくるという保障はありません。

そうしたときに、将来、美祢地域がもし、小中一環として教育ゾーンを大嶺中のところに持って行ったとしたら、私は約66%の生徒が集まるんじゃないかと。したら、そのことによって、給食センターもそこにつくることによって、将来のランニングコストが大幅に変わってくる。教育経費も変わってくる。そうした投資、あるいはいろんな計画とこの美祢市の財務計画——済みません。財政計画、これが表裏一体だと私申し上げたんです。

いろいろこの中の資産の表も出していただきました。ですが、この庁舎を中心としたゾーニングさえできていない。それで公共建物をどうするこうするという議論

は、私はいささか冒険過ぎるんじゃないかなと思います。

そこでやはり、私は小中の将来を考えて、一貫教育するためには、その教育環境を損なう消防署——教育長は詭弁を申されました。消防署が近くにあったら防災教育ができる。今までできなかったんですか。私は違うと思うんです。いくらでも立地はあると思います。消防長に言わしたら、高台ならばいいということならば、重安、麦川、伊佐、中心地全部見えるところもあるじゃないですか。

そうした意味から、私は今回の消防署の債務負担行為1億について反対を申し上げたいと思います。

ですが、それ以外のものについては、残念ながらエアコンもですね、議論しようとしたら取り下げられた。議論にもならなかった。

こんな状態で、執行部の皆さんも議員の皆さんも、言い方悪いけど、一つの敷地の中に、都合によっては蔵を建て、納屋を建て、母屋を建て、離れを建てと、これはみんなお互いにゾーニングしながら物事を考えてるはずなんです。それを考えんでもいいと、執行部も議員の皆さん方もおっしゃっているんじゃないかなと、私は誤解をしているかもしれませんが、そう思っております。

今後につきましても、ぜひ、そうしたことを考えながら、計画と財政計画、そういうものが、表裏一体になってるものをうまくきちんと整理ができるような執行をしていただきたいということを申し上げて、反対の意見といたします。

したがって、この採決には賛成のともありますし、反対のともありますので、退席をさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） ただいま反対の意見がございました。

私は、委員会でも賛成をしておりますので、賛成の立場で意見を申し上げます。

同じ会派がですね、なかなか一個になれなかったっていうのは、非常に残念に思うんですが。

昨日——昨日でしたか、委員会でも申し上げましたように、それぞれ、消防は消防の立場で適地を探され、教育委員会とすれば教育の立場で、将来問題があるかないかという質疑に対しては、教育長は、問題はないというふうにお答えになりました。

さらに全体構想を考える上で、副市長からの御意見もございました。

そういうことで、今回の消防署の——消防センターの設置については、私は賛成をするものですが、ただいまの賛成討論が反対討論とごっちゃになるとまずいとは思いますが、今回、このような反対の意見が出てしまうっていうことは——反対意見が出るということは、とりもなおさず、市のまちづくりに対する青写真が描ききれてないっていうところにあるというふうに思うんです。

そのことは、どうしても行政のトップをはじめとした組織の中で、早期に、今から短期間のうちに、本庁舎を含めて大きな投資があるわけ、もう現実の問題ですから。やはり本当にですね、ねじりはちまきでも皆さんの理解が得られるようなものを描いていかないと、こういうことになるんだろうというふうに思います。

私は本件に関しては、地元の大嶺地区といいますか、美祢地域の状況も定かには把握ができてはおりませんが、私は執行部の今回の質疑に対する答弁で、一応、それを了解するというので賛成をいたします。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） この議案に賛成の立場で意見を述べます。

債務負担行為の指定管理料についてですが、伊佐児童クラブにおいては、前回よりも31%アップになっています。理由を聞きますと、処遇改善でこのようになったとのこと。処遇改善は、どこにも適用していただきたいと思います。指定管理者制度導入施設では、利益を上げるためにいかに経費を抑えようかということになり、そのために人件費を抑えることになってはいけません。労働条件が守れるような指定管理料が設定されることを願うものです。

次に、予算決算委員会でも議論が交わされましたが、消防庁舎・防災センターの建設場所ですが、私は計画どおりの大嶺高校跡地でよいと考えます。

確かに、美祢市のまちづくりを考えると、教育ゾーンや住宅ゾーン、商工ゾーンなど決めたほうがよいでしょう。しかし、大嶺中学校付近を中心に小中一貫教育や学校給食センターの建設など、教育ゾーンにするには課題が多いと思います。

さきの委員会での消防長からの説明もありましたが、その内容からも、この大嶺高校跡地が適地だと思い、この議案に賛成いたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 私は、もう委員会において、この議案については賛成いたし

ました。

それで、賛成した経緯というのは、特に、中学校の学校空調整備事業ということで、この辺については進めていただきたい、そういう思いでありましたけれども、私の質問の中にあっても、今までは、家庭用のクーラーで今年度はやってきた。しかし、今回出た議案の中身については、変圧器をつけて200万円以上かかる——1台についてかかるということで、この点については、いかなもんかということ は申し上げました。

それで、中学校7校全て、全部教室に——全ての教室につけばいいけれども、厚保と於福はつかない。こういったところの差別があってはいけないということで、今後はしっかりとちゃんと整合性があるように、きちっと書類等も出してくるということでもありますので、その辺についてもしっかりと、私は議会側としても市民の皆さんが納得するような形で、1月にはちゃんと納得するようなものを出していただきたいと。そういったものが私は出せると思ったからこそ、今回、執行部側がこの修正案を出されたと、そのように思っております。

どうか、そういった面におきましては、特に特別教室、図書室、こういったところも往々に見逃されやすいような状況でもあります。しっかりと中学校もあわせて特別教室、せめて図書室、そして小学校でも、こういった特別教室で、もしついていないような部屋があれば、特別教室にはつけていただく。こういったことを特に私はお願いを申し上げて、また、こういったことをしていただけるという意味におきまして、賛成の意見とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第122号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。



午前10時46分休憩

-----

午前11時07分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。末永議員。

○1番（末永義美君） 議長から、発言許可を頂戴しました。

先ほどの総務民生委員会委員長報告の中での一部訂正がありますので、ここで申し上げさせてもらいます。

病児保育関係の質疑応答の答弁の中で、私のほうからの報告の中では、小児科医の勤務状況が、市立病院の中の勤務状況が週2回、週2日は午前午後、週3回は午前のみというふうに申し上げたところ、これはあくまでも今年度の状況であり、あたかも31年度、この病児保育が始まる段階でのものではないということ。31年度、この施設が始まる時の小児科医の勤務状況云々は、これからそのことを詰めるという状況でありますので、あくまでもこの週3、週2の小児科医の勤務状況というのは、今年度中の美祢市立病院の小児科の状況であるということを申し添えて、先ほどの報告を訂正させてもらいますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒山光広君） ただいまの委員長の申し出のとおり修正したいと思います。

それでは、日程第10、議案第123号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

○8番（三好睦子君） 議案に反対いたします。

国保の基金を見ますと、平成24年から約2億5,000万円を保持しています。単年度収支を見ますと、25年、26年、27年度は約2億円以上、そして28年は3億3,700万、29年度は4億9,400万円の黒字決算となっています。30年度も黒字決算になるのではないかと思います。

国保の基金の積み立ての目安は、医療給付の5%とされていましたが、近年はその指導がありませんが、これに合わせて計算してみますと、基金の積み立ては約1億3,000万円です。国保税の負担を軽くすることはできません。

以上の理由で、この議案に反対いたします。

今、市民の暮らしは、年金の目減り、そして、生産者米価の暴落等で市民は苦し

くなっています。来年度は国保税の負担を軽くして、命と暮らしを守っていただきますよう求めて、私の意見といたします。

○議長（荒山光広君） その他御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第123号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（荒山光広君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第124号平成30年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第124号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第125号平成30年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第125号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第126号平成30年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第126号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第127号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第127号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第128号平成30年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第128号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第129号平成30年度美祢市水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第129号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可

決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第130号平成30年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）の討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第130号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第138号美祢市へき地保育所の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第138号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第139号美祢市児童クラブの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第139号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

日程第20、議案第140号美祢市秋芳八代ぬくもりの里交流センターの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第140号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第141号美祢市農林資源活用施設の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第141号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第142号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第142号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第143号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はござい

ませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第143号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第144号美祢市秋吉台リフレッシュパーク及び美祢市秋吉台家族旅行村の指定管理者の指定についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第144号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第145号字の区域変更についての討論を行います。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第145号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第9号——済みません。日程第26、報告第9号平成29年度美祢市一般会計決算及び平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告についてを議題といたします。

この際、市長より報告を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 本日、平成30年第4回美祢市議会臨時会に追加提出いたしました報告1件について説明を申し上げます。

報告第9号は、平成29年度美祢市一般会計決算及び平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告についてであります。

平成30年第3回美祢市議会定例会において提出いたしました、平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算の認定について及び平成29年度美祢市一般会計決算の認定についての2議案につきましては、農業集落排水事業における消費税申告納付の遺漏やその後の対応として、適正な事務処理や行政手続がなされていないとして不認定となりました。

地方自治法第233条第7項では、普通地方公共団体の長は、決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないと規定されております。

このたび、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じましたので、市議会に報告するとともに、市民の皆様へ広報、ホームページにより公表するものであります。

なお、不認定に係る調査の報告につきましては、のちほど御報告いたします、市民の市政に関する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告で詳しく申し述べます。

今回、この件により、市議会から提出されました、市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議の可決や、監査委員2名の辞任に至ったことなど、市政に大きな混乱を生じさせてしまったことにつきまして、市議会議員の皆様、また市民の皆様へ心よりおわびを申し上げます。

今後は改善策に真摯に取り組み、再びこのような事態が起きないように、鋭意努力してまいりますので、市議会議員の皆様への御理解をお願い申し上げます。

以上、追加提出いたしました報告1件について御説明申し上げますが、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（荒山光広君） 日程第26、報告第9号平成29年度美祢市一般会計決算及び平成29年度美祢市農業集落排水事業特別会計決算不認定に係る措置の報告につ

いての質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今の市長からの説明だけではちょっとわかりかねますので、のちほど、ここにも今書かれておりましたように、「市民の市政に関する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告で詳しく申し述べます」と、こう書いてあるんです。これを伺ってからではだめなんですか。中身がないまんまに聞けって言われても、質問のしようがないんです。

○議長（荒山光広君） のちほど、また報告がございます。その時にも質疑の時間がございますので、そちらで聞かれても結構かと思えますけども。よろしいでしょうか。その他質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、報告第9号を終わります。

日程第27、市民の市政に関する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告についてを議題といたします。

この際、市長より報告を求めます。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） それでは、市民の市政に関する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告について御報告申し上げます。

これは、平成30年第3回美祢市議会定例会において、不承認及び不認定となりました3議案に関して、議員の皆様からの御指摘を含めて問題点を調査するとともに、再発防止策について取りまとめましたので、市議会に報告を行うものであります。

最初に、議案第75号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分に関しまして、専決処分を行った内容及び経緯、今後の対策について御報告申し上げます。

平成30年11月5日から11月13日までの間、関係職員からの聞き取りにより調査を行いました。

まず、教育費以外の補正予算の専決処分についてであります。

この専決処分のうち、教育費以外の補正予算は、平成30年7月豪雨に関連する予算であります。早期の生活再建支援、災害応急対応及び災害復旧に着手すべき



ものであり、議会を招集する時間的余裕がないと考え、補正予算を専決処分いたしました。

議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるか否かの認定については、災害復旧事業の国による災害査定が8月27日から実施されることが決まっており、これに提出する査定用測量設計業務委託を8月10日には発注しなければならず、また災害件数が多かったことを考慮し、市長査定を8月9日に実施する予定であったことなど、全体スケジュールを勘案すれば時間的余裕がありませんでしたが、国の災害査定期日に合わせて現地確認を実施するなどの業務を遂行し、市長査定を前倒しして実施することなどの方法をとることにより、臨時会を招集することは可能であったと考えております。

また、一般管理費における時間外勤務手当は、まず規定予算で支出しておき、定例会において補正予算を計上すべきではなかったかの御指摘ですが、一般管理費における時間外勤務手当は、平成30年7月豪雨に伴う補助災害復旧費の時間外勤務手当と、8月に豪雨や台風などの災害対応に伴う時間外勤務がある可能性を想定し、補正予算を計上したものであります。

しかしながら、8月中には災害対応による時間外勤務がなかったことから、結果として、専決処分による補正予算ではなく、9月定例会に補正予算として議案を提出し可決されておれば、8月分の時間外勤務手当の支払いは可能でありました。

次に、教育費の補正予算の専決処分についてであります。

教育費については、児童の熱中症等の対策として、財政状況も鑑み、設置機器について模索する中、まず、スポットクーラー導入の検討と実証実験をしたものの、十分な効果が得られなかったことから、8月7日の協議において、2学期開始までのエアコン設置の指示をし、8月9日の査定において、専決処分による補正予算としたところであります。

設置機器について、早期にスポットクーラーではなく、エアコンを設置することを決断し、適切な事務処理に基づき補正予算額を計上しておれば、臨時会を招集することは可能であったと考えております。

歳出科目は備品購入費ではなく、工事請負費が適正ではないかとの御指摘につきましては、2学期開始日までにエアコン設置を完了しておくことが最優先であったこと、また、業務用エアコンの設置であると、実施設計書作成や指名業者選定など

の事務手続により、契約までに1カ月程度を要すること、さらに、家庭用エアコンの購入は備品購入費でも可能であるとの事例から、備品購入費による設置としたものであります。

しかしながら、コンセント取り付けやブレーカー増設などの電気工事の有無の確認が欠如しており、その結果、電気工事が必要でありましたことから、このたびのエアコンの取り付けにつきましては、工事請負費からの支出が適当であったと考えております。

次に、契約の方法に問題があったのではないかとの御指摘であります。地方自治法施行令第167条の2第1項第5号において、随意契約によることができる場合として、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」とあります。

しかしながら、美祢市財務規則第92条において「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とあり、設置業者1者からの見積もりでは透明性に欠け、3者程度の事業者を選定し見積書を徴するという、監理課が作成しております工事関係の手引きを遵守した事務手続がなされておりました。

次に、予算流用の手続についてであります。

購入金額の算出を担当課の協議のみで行ってりましたが、複数業者からを見積もりを徴収するなど、購入金額を精査し予定価格決定資料の作成を行うべきでありました。

さらに、発注前に、いずれの機種での設置が適当か十分な調査が必要でしたが、この事務執行に不備があったために、結果的に予算の流用に至ったものであります。

以上のことを踏まえて、事務事業のミスや不適切な事務執行の発生を未然に防ぐ対策と再発防止に向けた取り組みといたしまして、全庁的に以下のとおり実施をいたします。

一つ目が、法令等を遵守した事務処理の徹底であります。

法令に基づき、適正な事務を執行するためには、まず職員一人一人の意識改革が不可欠であります。職員に法令遵守の意識を徹底させることで、法令、条例、規則等に基づき、適正な事務処理に努めてまいります。

二つ目といたしまして、各事務事業の進捗管理の徹底及びチェック機能体制の強化であります。

報告、連絡、相談を通じて、部署内で各事務事業の進捗状況などの情報の共有や各業務において日常的にチェックを行い、ミス等の未然防止に努めてまいります。

三つ目といたしまして、各部署内において、11月に整備した業務マニュアルの定期的な見直しと更新を行ってまいります。

以上が、議案第75号平成30年度美祢市一般会計補正予算（第2号）に係る専決処分に関しましての御報告であります。

続きまして、美祢市農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付の遺漏に関する調査の結果と今後の再発防止に係る対応について御報告を申し上げます。

平成30年10月31日から12月11日までの間、関係職員からの聞き取りにより調査を行ってまいりました。

その結果、まず、農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付の遺漏につきましては、平成28年度上下水道局施設課の担当職員が消費税申告納付事務を失念してしまったことが遺漏の原因であります。

あわせて、消費税の申告納付事務について、施設課の職員間で情報共有がなされておらず、上司のチェック等、課内のフォローアップ体制が構築されておりました。その結果、申告納付事務の遺漏が発生し、気づくことも遅れたと判断しております。

次に、延滞税及び無申告課税を公課費で支出した件について御報告いたします。

延滞税及び無申告課税の支出科目については——失礼しました。延滞税及び無申告加算税の支出科目については、地方財務事務提要及び地方公共団体歳入歳出科目解説において、延滞金、違約金は、補償、補填及び賠償金で支出するべきと記載されており、公課費からの支出は適切ではありませんでした。

結果的には、歳出科目に対する職員の知識不足と誤った解釈、個々の職員において、消費税の事務の遺漏を表に出したくないという意識が働いたものと判断でき、組織的な隠蔽と言われても仕方がない状況であります。

次に、平成29年度予算を補正しなかった理由及び平成29年度事業年度に係る消費税の中間申告分を、平成30年度予算から支出した件について御報告いたします。

平成29年7月24日に上下水道局において協議が行われたときに、平成27年度事業分の消費税については、予算の補正は行わず、平成29年度予算から支出す

ることとし、平成28年度、平成29年度、平成30年度の3カ年度で支出すべき消費税を平成29年度、平成30年度の2カ年——2カ年度で支出する方向性が示されておりました。

しかしながら、納付期限が各年度3月末とされている中間申告分は、これまで当該年度の予算で支出しており、平成29年度の中間申告分についても、平成29年度当初予算において措置をしておりましたことから、平成29年度予算から支出することが適正な会計事務でありました。

この事務処理においても、補正予算を組むことにより、消費税の事務の遺漏が明らかになることを避ける意識があり、企業会計と同様、会計年度の事務処理で、特別会計においても支払いが可能であるとの都合のよい誤った解釈により、会計事務を行ったことによるものであります。したがって、平成29年度事業年度の中間申告分を、平成30年度予算から支出していることは、不適切であったとしか言いようがありません。

次に、このたびの問題点と今後の対策について申し述べます。

今回の一連の事務処理のミスは、平成27年度事業年度に係る消費税の未申告という事務の遺漏に端を発しておりますが、上下水道局内で、消費税の申告事務に係るチェックがなされず、上下水道局のみならず、他部署も含めた職員の誤った認識により、不適切な事務処理を行ったものによるものであります。

また、これらの事務処理を行った根底には、消費税の事務の遺漏は重大な案件であるという認識が個々の職員にあるがゆえ、表面化することを避けようとする意識が働いたものと判断され、事務処理のミスを隠すためにミスを重ねるといった悪循環が発生しており、弁解の余地はありません。

上下水道局内での事務の過程においては、上司から部下への的確な指示が見えない部分が見受けられ、指揮命令と責任の所在が不明確なまま、上下水道局の方針として決定がなされておりました。上下水道局内で明確に適正な事務処理方法を指示しなかったこと、発生した問題の把握と次に生かすためのリスク管理が不十分であることについては、管理者及び管理職の責任は重大と言わざるを得ません。

自治体の職員は、法令を遵守し、事務を執行することが基本であり、今一度基本に立ち返り、当たり前のことを当たり前に行うため、職員の意識改革、知識、能力の向上を図る必要があると考えております。

そのためには、職員おのおのが当事者意識を持ち、職員を自覚するとともに、常に自己研さんを心がけなければなりません——済みません。職責を自覚するとともに、常に自己研さんを心がけなければなりません。また、内部統制等、組織内でのチェック機能の強化、組織体制の再検討等を行う必要があると認識をしております。

つきましては、今回の件を踏まえて、再びこのような事態が起きないように、以下の改善策に取り組むことといたします。

一つ目は、職員の能力及び知識の向上であります。

職員が自治体職員としての自覚を持ち、日々自己研さんに励むことは当然であります。組織として各研修制度等を活用し、職員を参加させることにより能力の向上を図るとともに、有益な研修の資料等については、全庁的に広く情報提供を行い、職員全体のレベルアップを図ることといたします。

二つ目としまして、指揮命令、責任所在の明確化であります。

協議事項に関し、報告、連絡、相談を徹底することにより、情報と認識の共有を図るとともに、上司の的確な指示によるチェック機能の強化、指揮命令の明確化により、組織統治の確立を目指してまいります。また、縦と横の連携を密にし、組織として認識の統一を図ってまいります。

三つ目といたしまして、業務マニュアルの作成と活用に取り組みます。

今回の事案を受け、既に業務のマニュアル化を指示しておりますが、今後、それぞれの所属でマニュアルに従い、複数で業務内容、進捗状況のチェックを行うとともに、発生したリスクに対して検証、改善を行ってまいりたいと考えております。

四つ目といたしまして、組織体制、業務分担の見直しに取り組みます。

所属内の組織の状況を把握し、必要に応じて、体制、業務分担の見直しを行い、適正な事務を執行できる環境体制をつくってまいります。

最後に、監査委員の辞任についてであります。

今回の農業集落排水事業に係る消費税の事務に関連し、事務の遺漏を見抜けなかったとの理由により、さきの第3回美祢市議会定例会において、監査委員2名が辞任されたため、現在、本市は監査委員が不在となり、市の監査機能が停止した状態が続いております。一連の不適切な事務処理については、私も含め、執行部の責任であり、監査委員には全く責任がありませんでした。つきましては、辞任届を受理すべきではなかったと反省をしているところであります。

また、このたびの延滞税及び未申告加算税は、公費から支出すべきではなく、上下水道事業管理者の責任において負担を検討すべきであると考えております。

以上が、美祢市農業集落排水事業特別会計における消費税申告納付の遺漏に關しましての御報告であります。

このたびの市政に対する市民の皆様からの信頼を損ねてしまいましたことに、市長として改めておわびを申し上げます。つきましては、市民の皆様からの信頼を回復するため、また、市政運営の停滞を招かぬよう取り組んでまいりますので、市議会議員の皆様には、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告とさせていただきます。

○議長（荒山光広君） 日程第27、市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今、長い時間の説明を受けました。私頭が悪いので、暫時休憩していただいて、その間にもう1回しっかり読ませていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（荒山光広君） それでは、この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時44分休憩

.....

午後 1時00分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 休憩をいただきましたが、資料は読ませていただきました。

しかしながら、ちょっとこれに基づいて、他の規則、法令等を今調べておる途中ですが、もうしばらく時間いただけませんか。

○議長（荒山光広君） 資料をきょう、皆さんに配付して見ていただいたところですが、もう少し内容の精査ということだろうと思います。

ここで、暫時休憩いたします。

午後1時01分休憩

.....

午後1時54分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第27、市民の市政に対する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告についての質疑を行います。質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） まず、市長からですね、きょう報告を受けました。それについてまず、ちょっと質問をされるといいますか、確認をしたいと思います。

特に、教育関係のエアコンについての質疑をしたいと思います。随意契約によるとうするとき、2人以上の……あれがあるという認識は、そういう認識が原課にきちんとあったのかどうか。市長のほうから、そういうあれが——報告がありました。

それからもう一つは、「法令等を遵守した事務処理の徹底であります。法令に基づき、適正な事務を執行するためには、まず、職員一人一人の意識改革が不可欠であります」って、私は、むしろこれは市長に言いたいんですよ。市長のほうでコンプライアンスを守られんのじゃないんですか。

もう少し、私はそのことについてお尋ねをしたいと思います。

まずですね、9月議会に、私が質問をいたしました。9日に査定をして、市長は午前中にそれを決裁したと。その後、議長に、臨時議会を開く時間がないから、しかも刑務所（美祢社会復帰促進センター）で、議長の了解を得たと、3回答弁されてるんですよ。それについて、私がちょっと皮肉ったんですが。議長に臨時議会のやるやらの権限あるんですかまで言ったんですが、あくまでも、それは市長の権限だという御回答だったんですね。

持ち回りで歩けば、2時間もあれば決裁できるであろうというふうに皮肉を申し上げました。その辺のことは、どうなってるんかわかりません。報告にありません。本当に2時間でやられたのか。

それから、10日に流用を決裁されております。ですが、きょうの報告書を見させていただいたら、そんなことは何もありません。市長の答弁は、10日に流用のあれはやったと。それはなぜですかとお尋ねをしたんですよ。そしたら市長のお答えは、業者が現場に行って、そして、機種を変えることが可能だということでそうしますと。流用が必要になったから10日に流用したと。

それもですね、私は申し上げたと思います。じゃあ9日に予算査定して、10日に流用をやるということになれば、業者は、夜中に行かれたんですかとお尋ねした

んです。市長答えてないんです。

ですが、やはり9日に予算査定して、10日に流用を決裁して、いわゆる専決処分をするという決定をなされてるんですね。

9月議会の発言に対して、市長は精査して、いっぱい我々が、臨時議会は——ごめんなさい、12月の定例議会に審議拒否をした理由の中に書かれてるんですね。余りにも嘘の発言が——答弁が多かったんです。

私たちは、9月議会——議会というのは同じ質問を3回以上できんと。市長のスタッフの方たちは、いや市長が同じことを3回答えておったら、もうそれ以上はないんだと、こういう話もされてるんですよ。ですから、私たちはどうしても3回以上はできない。くどくても4回ぐらいしかできない。したがって、議会では限界があるという感じ方をしてたんです。そのことについて、市長は何回聞いても同じ答えだったんです。最後は、夜中に業者が行かれたんですかっていう話のときには、とうとう答弁なしなんです。全く私たちは、市長から嘘の答弁を受けても、それ以上やれなかったんです、当時は。だから、調査してくださいとお願いをしたんですね。

それに対して、市長は、9月議会の答弁をそのままをお残しになる気なんですか。それとも、市民の皆さんに対して、嘘の答弁だったからということでの謝罪の一つもないわけなんですか。まず、その辺からお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

9月定例会の、確か専決処分の報告のときだったというふうに思いますが、私が発言したのが、10日に流用したということの発言だったというふうに記憶をしておりますが、細かい内容……済みません、ちょっと今手元に議事録持っておりませんが、調書の日付が10日になっておりました。それに決裁をしたということでございますので、私のほうは10日であろうというふうに感じておりましたけれども、今回の議会からの調査依頼を含めて、全容を解明をさせていただいた時には、その調書がさかのぼって書かれたものだということが判明をいたしました。

9月議会において発言した内容は、訂正をさせていただき、おわびを申し上げたいというふうに思います。

以上です。



○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 市長、ちょっとそれは……あなたの今の答弁、卑怯ですよ。

じゃあ、あなたが悪いんじゃないくて、全部職員が悪いんですか。私は、そうは思っておりません。

もともと教育委員会は、この夏は扇風機で対応したいという報告書を出してるんですよ。それに対して市長のほうから、家庭用エアコンでもいいから間に合わせろという、そうしたあなたの指示に基づいて、現場がこれだけ混乱をしたんですよ。それに対して、平気で——この報告書を見させてもらいましたけど、職員の質の向上、職員の法令遵守の心構え、冗談じゃないですよ。

私たちは臨時議会のときに、審議拒否をした中にも書いときました。あれだけ嘘の答弁をしゃあしゃあとと言われる。そうした市長のもとで、私たちは、もう審議したくないとまで意思表示したんですよ。

しかも、その間にこの調査をやって反省をすべき期間に、市長は台湾に行って何をされたんですか。だから私たちは、市長が職員に法令遵守しろなんて、おこがましいと思いますよ。あなた自身が守るべきですよ。そう言うと、また上から言われるかもしれん。一番コンプライアンス守らんのは竹岡じゃあって言う人もおってやけど。きょうは、やじっちゃあないかもしれませんが。

いいですか市長、余りにも職員にぬすくりつけすぎと思いますよ。

もう1回、市長の心構えというのをお聞きしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

当然、最終的な責任は私にございますので、どういった形になろうが、私が責任をとりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） ちょっと発言はすまいと思っておったんですけども、今、竹岡議員が言われたように、この決裁文書というのは、市長は、この8月の9日の決裁文書に判子を押しおられるんですよ。これが嘘だったんじゃないですかということ、今言われてるんですよ。

このたびの報告では、あれは8月の20日ですか——に流用がわかったというふ

うな報告書があります。恐らくこれは本当だと私は思っています。

だから今、この8月の9日の決裁文書の市長の判子は、嘘ではないんですかということ確かめられてるんですよ。そこだけ、嘘だったら嘘でもいいんですよ。恐らく今回の報告書は、きちっとした報告書を出されておると思っておりますので、このほうが正しいと思っております。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山議員の御質問でございますけれども、8月9日の決裁文書というのが、専決処分の決裁の文書でしょうか。予算査定……。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 市長、恐らく確かめられないと答弁できないと思っておりますので、私たちが二つほど申し上げますので、その間にまた調べてもらいたいんですが。

まず、今回の報告書、まとめのところを読ませていただきました。そうすると、私たちは客観的に見て、専決処分は、臨時議会ができたんじゃないかという話をしております。それに対して、今後の対策といえますか、議会に対する対策というものについては言及されておられません。それが1点。

それからもう一つは、審議拒否の中にも入れて私たちは申し上げましたし、議論の中でも申し上げてるんです。特定の業者に過大な利益を与えてると。これについてはどういう調査をされたのか、全く記述されておられません。

この2点も併せて報告を願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 済みません、先ほどの秋山議員の質問の決裁文書ですが、ちょっと今、タブレットのほうに配信しますので御確認をお願いしたいと思います。秋山議員、この資料でいいんですかね。（発言する者あり）答弁のほうどうしましょう。今、竹岡議員のほうからの質問——質疑もありましたけども。ちょっと整理して……西岡市長。

○市長（西岡 晃君） ちょっと日付と内容を整理させていただきたいと思っておりますので、時間をいただければと思います。

○議長（荒山光広君） 時間を要すということでございますので、暫時休憩したいと思います。

午後2時08分休憩

午後2時34分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山議員の御質問にお答えをいたします。

8月の決裁——8月9日の決裁文書についてでございます。8月の9日の決裁文書は、専決処分についての決裁文書と専決処分の報告についての決裁文書に私の判があるということの御指摘だろうと思います。

また、流用を——予算流用の要求書については8月10日の決裁、8月10日の文書になっていようかと思いますが、ここの8月10日の予算流用要求書につきましては、先ほども竹岡議員の御質問にお答えしましたとおり、8月22日の時点で、8月10日にさかのぼるよう指示があったことによる流用調書になっております。これにつきましては、やはり不適切な処理であったというふうに認識をしております。

また、竹岡議員の御質問でございますけれども、今後の議会については、どういったことかということでございますが、これは9月議会の報告でもしておりますとおり、今後はできる限り臨時会を招集し、十分御審議いただけるよう努めてまいりたいということで御答弁をさせていただいておりますが、その旨は変わっておりませんので、できる限り臨時会を招集して、御審議できる環境をつくってまいりたいというふうに思っております。

また、特定業者についての御質問でございます。これもこの報告書に載っておりますが、備品購入費ではなく、工事請負費が正しかったということでございます。そうしますと——それはなぜかと申しますと、やはり現場でのコンセントやブレーカー、そして配線等の距離や、そういった数等が違ってこようかというふうに思います。そういった旨の見積書をしっかりと2者、ないし3者からとって行うべきところを、1者の見積もりで行ったところが主な原因だというふうに思っております。

今後につきましても、こういった工事の費用について、しっかりと、随意契約ではなくて、見積もりをとって——3者以上の見積もりをとって行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 今の最後の、特定業者という言い方をしました。私がどう

しても拭き切れないのは、西岡市長の後援会の幹部の会社なんですよ。そこだけが利益が異常に高いんです。

今おっしゃったように、どれだけの電源からケーブルを引っ張ったり、工事のあれがわからんとおっしゃったんですが、そこ辺の比較検討はされてないんですか。その上での答えなら納得できるんですよ。ここは100メートル、ここは300メートルあったからとか言うんなら、まだ話はわかるんですが。その辺のことは、今この見積書を見た段階では、みな何々を含むとしか書かれてないんですよ。それも9日でしょう、出されたのは。日付は。もう10日に、その集計したものが流用されてるんですよ。市長、これ何もかもつじつま合いますか、あなたの今の説明で。私は、全然つじつま合わないと思うんですよ。

もう一つ、私が、9月議会はあのままでいいんですねと申し上げました。それにはお答えがないんですね。

以上です。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいというふうに思いますが、先ほども申しましたとおり、本来であれば、工事請負費で行うのが適正であったというところがございますし、見積もりが1者であったというところが原因だろうというふうに思っております。

また、先ほど竹岡議員が言われました、私の後援会の幹部の会社だということでございますけれども、私がこの発注に対して、どこの業者にエアコンをつけるよととかいう指示は一切いたしておりませんし、金額等もですね、確認を行っていないというところがございます。

また、先ほど申されましたとおり、見積もりの内容の中で、細かい配線の長さだとか、またコンセントの数だとか、ブレーカーの数だとかってところの記載がございません。これについても、備品購入費で行ったゆえの間違いだったであろうというふうに思っております。

そして、9月議会で私が認識していた発言が、従来とは大きく異なるという事態がありました。これにつきましては、私がこの調査結果を見るまで、細部にわたって確認がとれていなかったという反省点がございます。これについては、率直におわびを申し上げて、これからの事務処理につきましては、しっかり法令を遵守して

行ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 市長、何て言うか、詭弁なんですよ。

もう9日に、この見積もりみな出てるんですよ。知りませんよ、日付は、私は。知りませんが、9日に出てるから、もうすでにわかってるはずなんですよ。めくら印を押すんですか、いつも。そうじゃないでしょう。やっぱりちゃんとして、そして市長として、最高責任者としての権限をもって執行すべきではないんですか。

それからすると、市長はもう御存じだというふうに受けとめるしかないんですよ。どうも聞いていると、もう職員のせいばかりにされてるんですが。

いいですか、みんな書いてあります、見積もりの中に。「含む」とは書いても、どういうブレーカーを使うとか、図面も書いてあります。

そこまでしてあるにもかかわらず、市長の答弁は、見てなかったんなら仕方ありませんが、めくら印を押されたんなら別ですけどね。あるにもかかわらず、何か知らんけど、その場当たり。

先ほど私が、9月議会の訂正されますかって言ったら、しماすって言ったんです。できるわけないでしょう。もう9月定例議会、済んでるんですよ。もう、その場で答弁されるんですよ。できるわけのないことでも、平気でやりますとおっしゃるんですよ。意地の悪い質問じゃったかもしれんけど。

だから、いいですか。9月議会はもうじきに議事録も上がってくると思います。市民の皆さんに、市長が言われた嘘の答弁がそのままずっと残るんですよ。というのは市長、あなた軽々に、ころころころお答えになるんです。もうちょっと慎重に答えていただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

○議長（荒山光広君） その他質疑はありませんか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今、一般会計補正予算、専決処分についていろいろ質問が出されておりますけれども、いろいろ聞いておりますと、今回、この随意契約、専決処分でされたということで、非常に慎重に行わなければならない専決と随意契約であります。

そういった中で、「美祢市財務規則第92条において、「随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」とあり、設

置業者1者からの見積もりでは透明性に欠け、「3者程度の業者を選定し、見積書を徴する」という、監理課が作成しております、工事関係の手引きを遵守した事務手続がなされておりました」。これ、一番気をつけなければならない。随意契約するに当たって、これは基本中の基本ですよ。それがなされていない。これは多分、担当監理課においては、これは十二分に私は理解しておったのではないかと考えております。

そういった面でも、いろいろ今まで言いましたけれども、大きな市では、随意契約、専決で随意契約するときには、これはしない——基本的にはしない、そういう形を聞いております。それが今回、堂々とされたわけですね。

そして、監理課のこういった手続を遵守したことがなされていない。なされていなかったというよりは、わかっちゃったけど、せざるを得なかったかどうか、非常に私は、官製談合に非常になりやすい、こういった事案でもありますよね。

だから、そういった面において、本当に、こういった監理課が作成しておる工事関係の手引きを遵守した手続をなされていなかった。これ市長、本当、担当監理課がちゃんと、これ手続を忘れちゃったんかしたんか、この辺、市長、私は理解しておると思うんですけど、この辺について御質問します。

○議長（荒山光広君） 岡山議員、担当の監理課が事務手続をしたわけではないと思うんですけどね。ここに報告書にあるのは、監理課がつくった手引きをもとにという……いいですか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 手引きを、それにちゃんとのっとして、私は粛々とやらなくちゃならないと思っておりますけれども、それがなされておれば、こういった問題は起こってなかったと思うんですよ。そこんところはどうかということ言ってるんです。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えします。

岡山議員がおっしゃるとおりだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） もうこれ以上やったら、基本的には押し問答になるだけですから、基本的には、この再発防止に今後いろいろかかってきますけれども、本当

に一番、官製談合になりやすい部分ですから、よっぽど私は気をつけて、もう随意なんて、もう一般競争入札できちっとやっていれば、誰からも言われんですむんですよね。

今後は、私はもう再発防止としては、こういったところのものはもう一般競争入札でやると、もうそのように市長言ってくれたら、早く済むことでありますよ。どうですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

今、岡山議員言われたとおり、一般競争入札でやるべきところだというふうに思っておりますので、今後はそのようにしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） まず、こちらのエアコンの関係なんですが、要は、今までの議論、あるいは市長の答弁において、専決処分も不適切であった。そして、その専決処分において行われた事業——工事、事業ですか——事業です。これについても、1者からのみの随意契約で、1者からしかそれぞれ見積もりもとっていない。

これ大体、行政の事務事業の進め方としては、もうこの時点でアウトっていいですか、もう本当はわかってたんじゃないかってさえ私は思います。

ちょっと二、三万の支出に対しても、相見積もりは行政の職員はちゃんと求められます。我々もそういう機会、何度か経験してますし、補助金等の支出についても、かなり厳しくそれぞれやっておられます。

こういうことってね、異常としか言われません。どこかで指示が出てるんだと思います。今回はこれでいけっというふうなのがでてるといふふうに私は思いますし、恐らく皆さんも、そういうことを思われるから、いろいろな質疑をされるんだと思うんですが、そのことが一つですよね。

それと、今後の対策が最後に書いてあるわけですけども、3点について。「法令等を遵守した事務処理の徹底」。これ読んでみますと、先ほども出たかもしれませんが、「法令に基づき、適正な事務を執行するためには、まず、職員一人一人の意識改革が不可欠である。職員に法令遵守の意識を徹底させることで、法令、条例、規則等にのっとり正確な事務処理に努める」って、これ当たり前のことですよ。

これができてなかったっていうことになるのと、要するに美祢市の行政事務ってというのは、じゃあ何に基づいてやられたのかっていうことになりまして、適正な事務処理に努める、その指示をされるのは誰なんでしょうね、これ。

2番目、イになるんですが、「各事務事業の進捗管理の徹底及びチェック機能体制の強化、報告、連絡、相談を通じて、部署内で各事務事業の進捗状況などの情報の共有や各業務において日常的にチェックを行うことにより、ミス等の未然防止に努める」、こういうふうになってるんです。これは、日ごろできて当たり前のことなんですが、じゃあ、誰の責任において誰がチェックを行うのか、最終的な責任を負うのかっていうのが、ここではっきりしません。責任の所在がはっきりしないものに、責任の徹底とかがってできないと私は思うんですよ。

最後に至っては、「各部署において、11月に整理した業務マニュアルの定期的な見直しと更新を行う」。これに至っても、要するにマニュアル等について、なくっても、例えば、随意契約とはこういうふうにしますっていうのは先ほども出てきてますよね。あっても守られてなかったわけですよ。何をどうしたらマニュアルの定期的な見直しをするんでしょうね。いいか悪いかもわかりません。誰がするんでしょう。各部署がして、それで済むんですかね。

ここを読んでみて、最終的に責任を負う者は誰なのかっていうのが、もう少し明確にされてないと。市長言われましたけども、最終的には市長の責任ですからと。

でも、市長の責任において、今まで、こういうふうな問題点ばかりの事業が専決で執行されてるわけですから、私はこれだけで、今後の行政事務が正常化されるとは到底思えないんですが、そういうふうには思われないんでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問でございますけれども、先ほど安富議員言われました最終的な責任においては、私の責任だというふうに認識をしております。

また、日常的なチェックっていうのは、やはり課内、また部内のそれぞれの所属長がチェックをしていくというふうなことだろうというふうに思っております。

そして、マニュアルについてもですね、やはり定期的な見直しというのは、それぞれ、人事異動を含め異動があります。そのときには、その中のマニュアルをしっかりと読み込まなければいけないというふうに思っておりますけれども、そういった場面で、実情と異なることが出てくれば、マニュアルを変更していくということも



必要であろうというふうに思っておりますが、これを最終的に——の責任と言われれば、やはり市長である私の責任だろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） そのとおりなんです、今回の件に関してですね、結局、要するに、トップである西岡市長の指示が間違ってたんじゃないですかということなんですよね。そういうことを、そういう目で見えて今の質問をしてるわけです。

ですから、市長がしっかり適正な法令遵守の立場で、視点で、指示が出せなければ、今後もうこういうふうなことは、幾らこの3点強調されてやられても、これはできて当たり前のことですからね、今まで。ですから、そういうことを申し上げております。そういうことです。

ですから、市長がしっかりしてもらわなければ、市長が法令遵守の視点に立って指示、命令ができなきゃ、こういう事案は幾らでも発生するんじゃないでしょうかという不安を私は持っております。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 今回、エアコンをエアコンのついていない各小学校に取り付けをしたという判断は間違ってたというふうに思っておりますが、この判断をした時期が少し——8月に入ってから急な指示であったということは否めないというふうに思っております。

そういった中で、職員が無理をしてエアコン設置に向かったというところで、こういった事務处理的なところの落ち度が出てきたものだというふうに思っております。

また、こういった事案、緊急な——緊急を要する事案も今後出てこようかというふうに思っておりますけれども、先ほど申しましたとおり法令を遵守して、事務処理については万全を期しながら、最短でできる方法は何かということもしっかり考えながら、今後のこういった案件については取り組んでまいりたい、また、指示を出していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 市長、要するに、小学校にエアコンが必要であるというふ

うに判断をしたその時期が遅かったから、時期的に遅かったから、無理にそれを進めようとしたところに、今回のこういうふうな問題が生じたって言われましたよね。

その判断が遅くて適正な事務処理ができなかったら、その時に思いとどまらんにゃいけん。ほかの方法を探さんにゃいけんのですよ。私はそう思いますよ。何でもかんでも、どねえでもええからやりなさいっていう話じゃないですか、これ。

職員、一生懸命——極端に言えばですよ、規則に違反するようなことをしてしまってるわけじゃないですか。私、気がついててやったんじゃないかとさえ思うんですよ、職員は。しょうがない、市長がやれって言うんじゃないから。

そういうことを含めて、思ってるわけなんです。かわいそうじゃないですか、そんなこと。そこを気がついてもらわなきゃ、どうしようもないじゃないですか。

市長の判断が間違っちゃったから、下が、しょうがないから、市長が言うんじゃないからって言って間違っただけをしてるわけですよ。わかりますかね、この辺。

それがわかっていただければ、何ぼ言うたってだめです。何ぼこんなこと決めたってね、マニュアルなんて別につくらんで——恐らく今、部内であるやつで十分、私はそれ守っていただければできるんじゃないかとさえ思う。随契1者で契約するなんてのは、普通誰も考えてませんよ。公務員の——公務員は。こんなばかなことする者おりゃしません。私はそう思ってます。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） あわせて、集落排水のほうにいてもいいんですか。

○議長（荒山光広君） はい、どうぞ。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そうしますと、今度は集落排水のほうにちょっといきたいと思うんですが、専決については、先ほど安富議員も言われました。私も秋山議員も思わず声が出ました。同感です。

決して9月議会、議会が判断を、あるいは決断を間違っただとは思っておりません。先ほども申し上げたように、執行部のほうの市長の判断が遅過ぎた。そして、それをまた強引にやってしまったというところに大きな問題が出たんだろうというふうな私たちも認識しております。

そこで、ひとつお尋ねをしたいんですが、まず、私が総務民生委員会で、実は下水道会計、いわゆる企業会計のときに、集落排水の消費税のことを質問したんです

ね、誤って。そしたら即座に、企業会計だからということで、全面的に訂正しますというお詫びを申し上げました。

ですが、今回の報告書の中に、3年分の消費税を2年間で支払うというような考え方、それからもう1点はどっかにあったと思います。公営企業会計と混同したんじゃないかというような考え方が書かれております。私が間違っても即座に答えられるんです。この辺は、また虚偽な報告じゃないかなと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（荒山光広君） 市長、質問の趣旨は御理解いただけましたでしょうか。竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 報告書の9ページに、「上下水道局の方針は、予算の補正は行わない、3年分の消費税を2年間で支出するということでまとまった」と、こう書かれてます。これはもう完全に会計原則の期間収支について、全く間違った判断をされてるんですね。それと同じように企業会計もそういうふうに定めてあります。

そこで、もう1点は14ページに書かれてます。14ページに、「企業会計と同様の会計年度の事務処理で、特別会計においても支払いが可能であるとの自分に都合のよい誤った解釈により」云々かんぬんって書いてあります。こここのところを指摘したんです。

私が間違っても、即座に、これは下水道会計やからと答えられるんです。だから混同したとか、そういう認識は私は全く持っておりません。

ですから、これはもともと報告が違いやしませんかって言ってるんです。そのことをお尋ねしてるんです。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをしたいと思います。

少し話が私とかみ合わないかもわかりません。というのは、総務民生委員会に私出席しておりませんので、どなたが竹岡議員に御指摘されたのか、ちょっと今のお話ではわかりませんが、ここでいう、自分の都合にいい判断を——誤った解釈によって判断をしたというふうなところでございますけれども、これは、消費税の中間申告をせずに、確定申告でも一括でやればいいというような誤った解釈をしたということでございます。そういった解釈は不適切であるというところでござ

います。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 私は、会計のいわゆるワンイヤー。会計には期間を定めての——もう御存じだろうと思うんですが、その収支をどうするかというのが会計の一番の原則なんですね。

一応、日本ではワンイヤーということでやってるんですが、それを年度にまたがったりいろんなことをします。企業会計の場合は、あのときも、ちらっと答えかけられたんですが、未払金でというやり方をします、現金主義でない以上。

ですが、私が誤って質問をしても即座に答えられるということですから、会計原則も、ワンイヤーの会計の原則も、それから企業会計との違いも全部おわかりになってるはずだと思うんですね。にも関わらず、こんな報告書が出てくるっていうのは、言い訳が多いんじゃないですかという意味なんです、一つは。

それからもう一つお尋ねします、市長に。

これは何ページ……確か10ページと、それからどこかにもう1カ所あると思います。14ページですか。「賠償金で支出した前例がなく、個人が負担した場合の今後の影響を考慮すると、公課費から支出することもやむを得ないのではないか」と。それから、10ページにも、そうした同じようなことが書いてあります。

本当に市長、賠償金というのはどういう性格のものであって、どういうふう処理すべきか、ちょっと御発言願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○14番（竹岡昌治君） 竹岡議員の御質問にお答えをします。

賠償金の性格でございますけれども、今、正確にお答えをすることができませんので、少し時間をいただいて——済みません。

賠償金の性格でございます。主に違法な行為により、他人の権利を侵害して損害を与えた場合に、その損害を補填するために支払う金額をいうということでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） それは賠償金の定義であって、私はそれをお尋ねしたんじ

やないんです。「個人が負担した場合の今後の影響を考慮すると、公課費から支出することもやむを得ないのではないかと伝えた」と、こう書いてあるんですね。

そこで、私がお尋ねしたのは、賠償金の整理の仕方。これはどういう方法があるんですかってお聞きしたんです。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えします。

竹岡議員が今言われる整理の仕方というのは、支払いをどういうふうにするのかという意味だろうというふうに思いますが、やはりこれは、市のお金と申しますか——から出すべきではなく、個人で出さなければいけないものだというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） それで、そうですか……賠償金の支払い方が「個人が負担するか、公課費で支出するしかないという同様の考えを財政課長に伝えた」とってこう書いてあるんですね。

賠償金の処理の仕方っていうのは、いわゆる原因者が払うと。個人的にね、払うということが1点ですね。これは賠償金ですから、市に負担させるわけにはいきませんし、一般企業でも会社が負担するべき問題じゃないんです。「ただし」があるんです。議会の承認があれば出せるんです。だから、例えば交通事故をした反則金にしても、罰金にしても、今まで専決であったじゃないですか。私が言いたいのはそこなんですよ。

だから今、トップの認識がもうそういうふうに違ってるから処理がされなかったんで、議会に対して。当然議会に対して、金額の大小にかかわらず議案として出されれば、議会が認めればいいわけですから出せるんですよ。ちょっとその辺がトップの認識が違うんじゃないですか。もう1回お答え願いたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをします。

交通事故等の公用車についての損害賠償金というようなことは、議案に出したり、また、至急の場合は専決をしたりというようなことがございます。まさにこの場合についても、事案がすぐに発覚してわかっているならば、そういった処理をするべきだ

ろうというふうに思っております。

この辺につきましましては、チェックの体制ができていなかったということに尽きるかと思えますけれども、時間がたってそのミスのカバーする。そして、そのまたミスのカバーしたのがミスを生んでいくというような悪循環に陥ったというように感じております。

また、賠償金の件につきましましては竹岡議員言われるとおり、議会での承認があればできるものと思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） そこで、私は時期を逸した場合はわかりませんが……。これ誰にお尋ねしたらいいんかね。

例えば29年度決算を議会も終わりましたし、残念ながら不承認ということだったんですが、議会に——このあれを見ますと、管理者の責任においてっていうことですから、管理者がどういうふうな采配されるかわかりません。

しかしながら、議会に諮って、議会が承認すれば出す方法があるのかないのか、その辺の検討というか、方法があるかないかちょっとお尋ねしたいんですが、誰かわかる人があれば御答弁いただきたいと思えます。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問でございますけれども、29年度の決算を締めておりますので、議会にかけて通すということはできないというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 了解しました。それで、最終的には、上下水道管理者の責任において負担を検討すべきであると、こういう結論になったと理解してもいいと思えます。恐らく検討されたんだろうと思えます。

そこでもう1点、お尋ねをしたいと思います。

15ページに書かれております。中ほどよりはちょっと上ぐらいのところになります。「上司から部下への的確な指示が見えない部分が見受けられ、指揮命令と責任の所在が不明確なまま、上下水道局の方針として決定がなされている」と、こう

書かれております。全く、誰が決定したのか、誰の責任なのかも全く所在が不明確なまま動いたと書いてあります。

これ、ワンマン経営なら別ですよ。誰か非常に強い方がいらして、何を言うてもいうことかかん。いや、これでなけんにゃいけんというような、そんな体質では私はないと思います。組織自体がきちっと機能してると私は思っておるんですが、その上で、「職員の能力及び知識の向上」、イとして「指揮命令、責任所在の明確化」って書いてあります。

機構図は、この報告書の中に入っておりました。ですが、業務分掌があるののかなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

業務分掌についてはございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 業務分掌があれば、課長はどういう権限、局長はどういう権限、それから管理者はどういう権限ってみんな書かれておると思います。だったらこんなこと起きないと思いますよ。

こんな……何ページやったですかいね、今書かれてたような……全く——ちょっと消えちゃった、タブレットちょっとまずいですね。

報告書に書かれてるような、「指揮命令と責任の所在が不明確なまま」云々かんぬんって書いてあります。

市長、どう思われます。機構図もきちんとしてますね。業務分掌もきちんとしてる。なぜこんなことが起きると思われますか。

私は、ワンマン経営ならいざ知らず、と申し上げました。何でこんな弊害が起きるのか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

この報告書にも書いておりますとおり、明確な、適正な事務処理方法を上司が指導をしてこなかった——しなかったということがあるということでございますし、事業管理者及び管理職の責任は重大でございます。

そういった、組織をどう改革していくか。そして、また、組織を活性化させていくかということについては、私の責任だろうというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 竹岡議員。

○14番（竹岡昌治君） 最後の質問に入りたいと思います。

市長の責任を今さら問うても、改善をしないと何もなりません。

ただ、この報告書の14ページの中ほどに書いてありますように、「組織的な隠ぺい」と言われても仕方が無い状況である」と書かれてるんです。

私らも議会では、全庁的な隠蔽じゃないかというお話申し上げました。

確かに、無申告によるいろんな問題が出た。私は無申告そのものは、三好議員がいつも言われる、担当者が大変仕事が忙しかったんだらうと。しかし、幾ら仕事が忙しくて、仕事をしてないというのはこれだめなんですね。「忙しいから」は言い訳になりません。応援を頼むとか、いろんなことができるはずですから、それは担当者の責任であらうと思いますが、その後の処理に問題があると言いたいですね、今回は。

まず一番、先ほど申し上げましたように、この賠償金は、議会に諮ってやることもできた。いわゆる29年のあれを支払うときに、流用したりいろいろなことをしましたが、なおかつ足りないというときに、やる方法があったはずなんですね。

ですから、そこで、全庁的に隠蔽——組織的な隠蔽と言われても仕方がないとおっしゃったんですが、私は、少なくとも、議会だけは知られたくないという意思が働いたんじゃないかと思いますが、その辺はいかがですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 竹岡議員の御質問にお答えをいたします。

まさしく、無申告延滞税も含めてですが、組織的な隠蔽と言われても仕方がない事態だろうというふうに思っております。

今、御指摘ありましたように、議会に、願わくばわからず処理をしようという考えが、少しばかりでも働いていたのではないかなというふうに推察をしております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） その他質疑はございませんか。安富議員。

○15番（安富法明君） 最後のページなんですが、監査委員さんについて記載があ



ります。ちょっと読んでみます。全部は読みませんが、途中から。「平成30年第3回美祢市議会定例会において監査委員2名が辞任されたため、現在美祢市は監査委員が不在となり、市の監査機能が停止した状態が続いている。事務の遺漏については、前述のように、故意ではなかったとはいえ、上下水道局全体が」——これは未申告って書いてありますが、「未申告であることについて」云々とあります。

そして下から4行目、「そもそも、今回の事務の遺漏については、監査委員には全く責任がないものであり、両監査委員の辞任届を受理するべきではなかった」と。

要するに、受理しちゃいけない。間違ってたっていいんですか、これは。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをいたします。

そのとおりでございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） そうすると、今、監査委員が不在の状況にあります。こういう言い方がいいのかどうかわかりませんが、新しい監査委員を選べる状況にあると思うんですね。そうですね。

もし、これが間違ってたということになったら、そういう判断をされてるんだったら、今の2名の監査委員が——辞任されてる監査委員が元に戻れないと始まらないように思うんですが、どうされるおつもりなんですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをしたいというふうに思っております。

現在、監査委員の席が2名空席となっておりますけれども、前監査委員には、引き続きやっていただきたいということを申し述べておりますけれども、この報告書がしっかりとした報告書であって、監査委員の御納得——前監査委員の御納得がいただけるものをつくり上げてから、議選の監査委員につきましても、議長と相談をしながら、また代表監査委員につきましても、こちらのほうから、この報告書で納得をしていただけるものであれば、また再度、監査委員にお願いをしたいという旨をお伝えしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） 今、市長の言われることは、要するに、調査報告書を監査委員が見られて、これで納得がいただけたら復職っていうんですか、これは。わかりませんが、辞表を撤回するといえますか、戻っていただけるというふうにお考えなのでしょうか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、御納得いただけて、それから議選の監査委員については、議長と相談しながら、意向をお伺いしたいというふうに思っておりますし、代表監査委員についても、報告書を見ていただいて御納得いただけて、監査委員に戻って来ていただけるものであれば、戻っていただければというふうに、私のほうからお願いをしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 安富議員。

○15番（安富法明君） そうですね、3回っていうのもあるでしょうから終わりますが。

私思いますに、当初から、この調査報告書を待つまでもなく、さっきの件も——エアコンの件もそうですが、非常に行政としての事務事業のやり方として、不適切というか——不適切というよりは違法性が高いものだというふうに思っております。

このような案件について、私はこの報告で、もし、議会がきょう納得ができないとしたら、監査委員にもそのお話もできないということに、今の市長の答弁だとなるかと思うんですが、そういうことでよろしいんですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 安富議員の御質問にお答えをいたします。

まずは議会の御納得をいただければ、監査委員——前監査委員の御納得もいただけないというふうに思っておりますので、御納得を——議会の御納得をいただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） 秋山議員。

○12番（秋山哲朗君） ということは、議選の監査委員につきましては議選ですか

ら、議会のほうで説き伏せてくれと、納得していただけるようにということですか。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 秋山議員の御質問にお答えをします。

先ほど安富議員の御質問にもお答えをいたしましたけれども、監査委員に御納得いただいて、議長と相談しながら、監査委員のほうにお願いをしに行くということでございます。

以上でございます。

○議長（荒山光広君） よろしいですか。そのほか質疑はございますか。岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 今回、農業集落排水の不正経理、こういった点を、今回のこの件を踏まえて、再びこのような事態が起きないように、以下の改善策に取り組むことといたしますとあります。

一つ目は、職員の能力及び知識の向上、二つ目としては指揮命令、責任所在の明確化、三つ目は、業務マニュアル作成と活用に取り組む、四つ目といたしましては組織体制、業務分担の見直しに取り組みますとあります。

これは今まで、一般的に行われてきている事案であって、特別なことじゃないと思っております。だから報告聞いたとき、全然、あつというね、胸を打つような事案では——改善策じゃないんですね。そのように感じました。

こういったところの改善策を出したというのは、一体どこから出したんか。日本公認会計士協会経営研究調査、そういったところから何かアドバイスを受けてつくってきたというなら、私もまだわかるんですけども、今回のこの改善策は、あくまでも内部だけでやったんか。それとも、内部統制、ガバナンスができていない、いろいろ指摘されておりますけれども、そういった中で出したんか、それとも外部からこういった参考にした——今私が申し上げました日本公認会計士協会経営研究会、そういったところからのアドバイスを受けてされたのか、ちょっとこの点についてお伺いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 岡山議員の御質問にお答えをいたします。

この報告書につきましては、内部で検討・調査をし、つくり上げた報告書でございますが、弁護士にチェックをしていただいているというところでございます。

以上です。

○議長（荒山光広君） 岡山議員。

○6番（岡山 隆君） 私は、こういった今回の、不正と思われる不適切な会計処理になってしまう根本的な動機、どこからきたんかって、地方自治体における不正決算における問題点の背景、そして不正発生のメカニズムをしっかりと分析しなければ、本当のところが出ないんじゃないかと思ってます。

だから、今まで安富議員も言われてましたけれども、そういったところ、非常に私、大事な点であったと思っておりますし、要するに首長を、市長を中心とした内部統制の基本的なあり方というのを、再度、そのところを私は追求していかなければ、何か——何かね、また同じことが繰り返されるような気がして、今までも結構繰り返してきましたけど、そのところをしっかりと、首長を中心とした内部統制の基本的な考え方というのをきちっと明確にしてこないと、私は、また起こってくるような気がして本当に心配でなりません。

そういったところについて、今後、専門家の日本公認会計士協会の経営研究調査会、そういったところの方を含めて、今後、この首長を中心とした内部統制をするような、そういった研究会というのをつくっていくっていう、これは私はひとつ大事じゃないかと思ってますけれども、そういったところの考え方は市長お持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（荒山光広君） 西岡市長。

○市長（西岡 晃君） 現時点でそのように言われる組織とのかかわりといいますか——ことはございませんけれども、今後、御指摘をいただきましたので、検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒山光広君） その他質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒山光広君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上、市民の市政に関する信頼の回復に努めることを求める決議に対する調査報告についてを終わります。西岡市長。

〔市長 西岡 晃君 登壇〕

○市長（西岡 晃君） 議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶をさせていただきます。

市長就任以来、2年8カ月余り、市民目線で、旧1市2町の融和と地域間格差是正等、公平公正な市政運営に鋭意努力してまいりました。

しかし、6月、9月定例会において、主要な案件が執行部の不手際もあり、まことに残念ながら議会の御理解を得られず、また、現在、100条委員会が設置され、マスコミ等で報道されております疑惑を招いた行動により市政が停滞し、議会との対立を招くこととなりました。

私も、疑惑の解明に全力を注ぐ覚悟ですが、現時点で100%疑惑を払拭する手段がございません。最終的には司法の手に委ね、私自身の名誉を——名誉の回復に努めたいと考えますが、市政の停滞をこれ以上引き延ばすわけにはいきません。

振り返れば、就任当初から、教育長人事に始まり、難しい議会運営の連続でした。

しかし、目指している美祢市の将来像、進むべき方向性は間違っていないと自負しております。

中でも、教育充実都市を目指し、子育て環境を充実し、若い世代から美祢市を選んでいただき、ここ美祢市で、教育を受けさせたいと思っていただけるまちづくり。住みたくなる、住み続けたいまちの創造に力を入れ、中学生までの医療費無料化、病児保育の来春開設、看護師奨学金給付の准看護師までの拡大、外国語事業の充実のためALTの増員、ヤングアメリカンズの誘致による小学生への生きた外国語体験事業。また、IT企業大手のヤフーと連携し、来年度より、魅力ある高等教育実現に向けて、市内高校へのIT教育をスタートする予定など、これまでにない事業を積極的に行い、教育の充実を図ってまいりました。

また、本市の地方創生の取り組みの目玉である、美祢社会復帰促進センターとの共生事業による六次産品、特産品の宣伝・販売や、来年度に向けてIoT実装事業の取り組みにおいて、大手企業とのコラボによる教育分野、観光分野への新しい取り組みをスタートしたところであります。

また、市内施設へのネーミングライツ募集による税外収入の確保へ、現在、営業展開をし始めたところでございます。

また、地域課題解決のため、モデル地区を選定し、住民みずからの発想と行動で夢プランを策定し、新しい地域づくりを推し進め、関係人口の拡大や地域経済推進に全力を挙げて取り組んでいるところであります。

今後、大きなプロジェクトが控えており、総合計画の策定、消防庁舎の建設、市

役所本庁舎の建設、各総合支所の建設、まちづくり計画の策定等、時間的に制約のある案件が多数あり、また、現在水面下で動かしている教育機関の誘致、まちづくりにおいての核施設の誘致、十文字原市有地の企業誘致などなど、これらもいつときの停滞も許すことのできない事案であります。

10年後20年後のことを考えると、今、市政の停滞はあってはならないと考えます。12月14日の臨時会の中で、11月29日の議会審議拒否の理由として、大きく3点の事柄において指摘を受け、現市長のもとでは議案審議できない。また、新聞報道によれば、疑惑のある市長が出した議案には応じられないとされております。

疑惑解明のため、100条委員会が設置され、審議にも、今後も真摯に対応していきたいと思っておりますが、並行して、自身の名誉を守るためにも弁護士に相談しながら、司法の判断を仰ぐべく準備を進めていきたいと思っております。

2年8カ月の市長選挙以降、議会多数派の議員とのあいだでしこりが残っていることは実感をしておりますが、方向性は違えど、美祢市をよくしたいと思う気持ちは変わらないと思っております。

しかし、このたびの件で信頼関係がなくなり、事態の收拾が図れる気配にありません。

そこで、こうした市政の停滞を打開すべく、私はこの際、一旦市長職を辞し、市民の皆様の御判断を仰ぎたいと思っております。

こののち、議長に12月末日付けの辞表を提出いたしますので、よろしく取り計らいをお願いいたします。

終わりに、市民の皆様に御心配と御迷惑をおかけしましたこと、心よりおわび申し上げます。また、職員の皆様にも市政停滞を招き、改めておわびを申し上げます。

また、大変御苦勞をおかけしますが、継続しているプロジェクトは、必ず将来の美祢市の礎となります。力強く推進していただきたいと思っております。

市民の皆様には、年の瀬も押し迫り、あわただしい日が続きますが、御身体を御自愛くださいまして、輝かしい新年を迎えられますことを祈念申し上げます、私の最後の御挨拶といたします。

〔市長 西岡 晃君 議長に辞表を提出〕

〔議長 荒山光広君 登壇〕

○議長（荒山光広君） 12月臨時市議会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

この1年間、市民の皆様、執行部の皆様及び議員の皆様には、議会活動に対し、温かい御支援と御協力を賜りまして、衷心より厚く御礼を申し上げます。

現在、本市におきましては、中山間地域を取り巻く諸問題を初め、市民の皆様の安全で安心な生活を守るため、行政課題が山積している中、9月議会において、法令遵守という地方自治の根幹を揺るがす大きな問題が発覚し、また、このたびの台湾出張に関係した問題で、12月定例会の流会という美祢市政始まって以来の事件が起きる事態となりました。

この問題に関しまして、今、西岡市長のほうから、市長の職を辞したいという非常に重たい決断をされました。その勇気ある決断に対しまして、敬意を表したいというふうに思っております。

もとより議会も、執行部との対立は望むところではございません。前回の市長選、西岡市長が当選されて以降2年数カ月、ともに市政運営努力していただきました。

議会といたしましても、市長に対して、市長の姿勢を問うことが多々あったというふうに思っております。

これは、議会と市長の対立ではなくて、お互いに美祢市をどうするか、美祢市のビジョンをどうするか、そういった議論だったと私は考えております。

そういった意味で、今回このような事件で、市長の職を辞されるということは、まことに残念ではございますけれども、こういった事態の收拾においては、本当に勇気のある決断であるというふうに思っております。

今こそですね、地方自治に携わる我々が、現状と今一度真摯に向き合い、住民福祉の向上、地域経済の活性化を目指して、執行部と議会の両輪によって、着実に諸施策を推進するときであるというふうに考えております。本市発展に向け、市民の皆様とともに、一步一步確実に歩みを進めてまいり所存でございます。

つきましては、今後とも議会活動に対しまして、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに臨みまして、寒さ厳しいこれから、皆様にはどうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようお願い申し上げます、閉会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。お疲れ様でした。

〔議長 荒山光広君 議長席に着く〕

○議長（荒山光広君） それでは、ただいま、西岡市長より辞表が提出されましたので、暫時休憩いたします。

午後 3 時 4 7 分休憩

-----

午後 4 時 5 0 分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

本日の会議時間は、会議規則第 9 条第 2 項の規定により、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後 4 時 5 1 分休憩

-----

午後 7 時 0 0 分再開

○議長（荒山光広君） 休憩前に続き会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（綿谷敦朗君） 御報告いたします。

ただいま配付いたしましたものは、議事日程表（第 3 号の 1）、1 件でございます。御報告を終わります。

○議長（荒山光広君） 日程第 2 8、退職の申し出を議題といたします。

なお、退職の申し出に対し、議会の同意は、その期日についてのみを諮ることになりますので、辞意に対する同意ではございません。

お諮りいたします。西岡晃市長から、平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日をもって退職することについて、議会の同意を求められました。これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒山光広君） 全員起立であります。よって、西岡晃市長は、平成 3 0 年 1 2 月 3 1 日をもって退職することについて同意することに決定いたしました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これにて、平成 3 0 年第 4 回美祢市議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。



午後7時02分閉会

---

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年12月20日

美祢市議会議長

会議録署名議員

〃